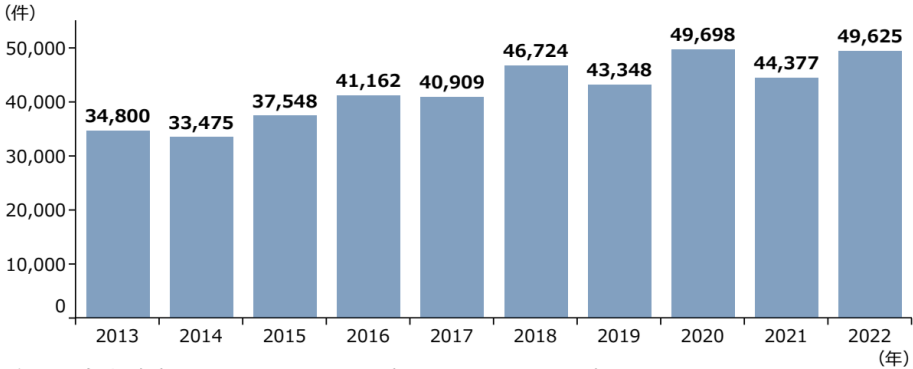


令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	23	府省庁名	厚生労働省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長										
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡等の再編・統合を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</th> <th>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>適用期限を2年延長する。(令和8年3月31日まで)</p>				計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)									
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
関係条文	<p>〔 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第15項 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第24項 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項 〕</p>										
減収見込額	<p>[初年度] — (▲5) [平年度] — (▲5) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>										
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成29年には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、令和4年には、この年齢層（70代前半）の経営者が3割程度減少した。</p> <p>他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく60代経営者も、平成29年と同規模存在している。</p> <p>このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡やM&Aなど）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。</p> <p>本税制措置は平成30年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をよ</p>										

	<p>り一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～ (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上） 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&Aや外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。</p> <p>また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>

	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標5-1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
合理性	政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p>  <p>資料：東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】 令和6年度 3件 令和7年度 3件 ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計</p> <p>【減収額】 令和6年度 5百万円（推計） 令和7年度 5百万円（推計） ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制）

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(中小企業庁において措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業 (令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数) ・事業承継総合支援事業 (令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数)
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。</p> <p>また、経営者の高齢化や後継者不足等を背景にして休廃業・解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用数】</p> <p>令和3年度 5件 (実績値)</p> <p>令和4年度 1件 (実績値)</p> <p>【減収額】</p> <p>令和3年度 6百万円</p> <p>令和4年度 4百万円</p> <p>※令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計</p>
	<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> <p>【令和2年度】適用総額 (課税標準 (不動産の価格)): 143,751千円</p> <p>【令和3年度】適用総額 (課税標準 (不動産の価格)): 132,238千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成30年度 創設</p> <p>令和2年度 2年延長</p> <p>令和4年度 2年延長</p>